

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和4年3月24日 午前 8時56分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	来栖丈治
委員	鈴木良道
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

委員外議員

議長	岡崎勉
副議長	田谷文子

出席説明者

市長	坪井透
市長公室長	木村俊夫
総務部長	大久保昌明

出席書記名

議会事務局長	澤田幸一
議会事務局補佐	石毛一朗
議会事務局係長	澤田幸一

議 事 日 程

令和4年3月24日（水曜日）午前 8時56分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和4年第1回定例会の運営について
 - ・追加提出予定案件について
 - ・議案審査の方法について
 - ・発言取消しの申し出について
 - ・議事日程（案）について
 - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

開 議 午前 8時56分

○川村成二委員長

開会前に申し上げます。

引き続き、議会運営委員会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉・密集・密接の注意を払い、会議を行いたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○市長（坪井 透君）

改めまして、おはようございます。

本日は、第1回定例会最終日開会前の何かとお忙しい中、市議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。また、ご出席を賜りまして熱く御礼を申し上げます。

本日の説明事項でございますが、本日、追加で提案を予定しております条例に関する議案6件と予算に関する議案1件につきまして説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、岡崎議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（岡崎 勉君）

おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員会の委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中大変ご苦労さまでございます。

去る3月3日から本日までの会期で開催されました令和4年第1回定例会は、おかげさまで、本日、最終日を迎えることができました。

本日は、1月12日に貴委員会の諮問させていただきました令和4年第1回定例会の運営のほか、ただいま市長から申出がございました本日追加日程されます議案等の取扱いにつきまして、貴委員会のご意見などを賜りたくお願い申し上げます。

また、矢口龍人議員より3月4日の一般質問において不適切な発言があったということで、発言の取消し申出が提出されました。つきましては、その取扱いについてご意見などを賜りたくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後も円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

○川村成二委員長

本日の事件は、(1) 令和4年第1回定例会の運営についてであります。

はじめに、追加提出予定案件についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（大久保昌明君）

本日、追加提出させていただきます議案について、議案概要書により要旨を説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

目次をご覧くださいと思います。

条例に関する議案6件と予算に関する議案1件となります。予算関係につきましては、この後、市長公室長のほうから説明をさせていただきますので、予算以外の案件については私のほうから説明をさせていただきます。

概要書1ページをお願いいたします。

議案第23号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例に引用している法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、引用している法令が個人情報の保護に関する法律となることから、当該条例の所要の改正を要するものでございます。

施行年月日は令和4年4月1日となります。

2ページをお願いいたします。

議案第24号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員において、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援措置が講じられることに伴い、地方公共団体の職員についても準拠した取扱いとするため、当該条例を改正するものです。

具体的には、育児休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の規定を設けるものでございます。

施行年月日は令和4年4月1日となります。

概要書3ページ。

議案第25号、それから、26号、27号、28号、これらの条例につきましては、いずれも令和3年8月10日に出されました人事院勧告に係る関係条例の改正となります。

人事院勧告への対応につきましては、例年ですと、12月期のボーナスに間に合うように国の関係法令の改正が行われ、本市におきましてもそれに準じた条例の改正を行っておりました。しかし、昨年は国の法律改正が行われなかったことから、本市でも改正を行わなかった経過がございます。

今般、当該勧告分を令和4年6月期の期末手当から減額する調整に係る改正法案が国会に提出されたことから、本市におきましても関係条例の改正をするものでございます。

それでは、順次、説明させていただきます。

議案第25号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高度の専門的な知識経験を有する者として任用いたします特定任期付職員の期末手当の支給月数を国に準拠したものとするため、所要の改正を行うものです。

改正の具体的な内容としましては、2つございまして、1つとして、概要書中段の表のとおり、令和4年以降分の期末手当につきまして、対前年度0.1月分を引き下げ、6月と12月期にそれぞれ0.05月分を割り振るものでございます。

また、2つ目としまして、令和3年の人事院勧告分の対応としまして、12月に既に支給されております期末手当の額に167.5分の10を乗じた額を、令和4年の6月の期末手当から減額するものでございます。

条例の施行年月日は令和4年4月1日となります。

続きまして、議案第26号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の期末手当の支給月数を国に準拠したものとするため、所要の改正を行うものでございます。

具体的な内容は、議案25号と同様となります。

また、本条例の対象職員は、市長、副市長、教育長、さらに、この条例を引用しております市議会議員となります。

施行年月日は令和4年4月1日となります。

なお、改正に伴いますその影響額につきましては、6ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第27号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の期末手当の支給月数を国に準拠したものとするための所要の改正でございます。

令和3年の人事院勧告の概要につきましては、概要書中段の表にお示ししましたように、月例給の改正は行わず、そのまま据置きとし、ボーナス分は年間で4.45か月分を4.3か月分にと、0.15月分引下げとする内容となります。

これを受けまして、概要書の下段の表のとおり、正職員については、前年度に対して0.15月分を引き下げ、6月期と12月期に0.075月分を割り振る内容となります。

8ページに移りまして、また、再任用職員につきましては、年間で0.1月分を引き下げることとなります。

2つ目としまして、経過措置として、令和3年分の人事院勧告の対応としまして、既に12月に支給さ

れました期末手当の額に127.5分15を乗じた額を令和4年6月の期末手当から減額するものです。

なお、12月に期末手当を支給していない職員につきましては、減額がされないこととなります。

施行年月日は令和4年4月1日となります。

なお、改正に伴います影響額につきましては、下段のとおりでございます。

また、一般職と特別職で引上げの月数が異なっておりますが、国では、幹部職員等には指定職として一般職とは別の期末手当の支給月数が適用されておりますので、これらに倣ったものでございます。

議案第28号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の期末手当につきまして、正職員の期末手当に係る取扱いに準じて支給月数を引き下げするため、所要の改正を行うものです。

なお、会計年度任用職員は、年度単位での任用となっておりますので、その都度、任用する職でございまして、令和3年度引下げ分の調整は行わないということとなります。

施行年月日は令和4年4月1日となります。

私からは以上でございます。

○川村成二委員長

続いて、説明を求めます。

○市長公室長（木村俊夫君）

それでは、私のほうから予算に関する部分につきましてご説明をさせていただきます。

10ページをご覧くださいと思います。

議案第29号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）でございます。

これにつきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ508万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ212億3979万7000円とするものでございます。

議案集11ページのほうでございますが、内容としましては、スマートインターチェンジの委託事業に係る経費409万2000円及びウエルネスプラザの管理運営事業に係る経費99万円について予算措置を行うために補正を行うものでございます。

また、下の段にございますように、繰越明許でございますが、総務費及び衛生費のほかに、児童手当支給事業及び3月16日に発生した地震の際に消防本部の軒天が破損したことを受けまして、修繕工事を行う必要が生じたことから、これらの年度内事業完了が見込めないということでございまして、これら令和4年度の事案について繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど開催されます全員協議会におきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上となります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

何かございませんか。

[「発言する者なし」]

○川村成二委員長

では、ないようですので、これで執行部は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前 9時09分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時10分]

次に、議案審査の方法についてを議題といたします。

初めに、執行部から説明がありました議案第23号ないし議案第29号の7件の議案につきましては、日程第3の審議の後、追加日程第1として、直ちに本日の議事日程に組み込み、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、委員会付託を省略し、討論を経て、直ちに採決することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、委員会提出議案であります委員会発議第2号及び委員会発議第3号につきましては、追加日程第2として、直ちに本日の議事日程に組み込み、本職から提案理由の説明を行い、議案に対する質疑の後、委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、追加議案に対する質疑につきましては、先例により、通告がなくとも認めることとし、質疑の方法は一問一答方式、質疑の回数は一議案一要旨につき3回までとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、発言取消しの申出についてを議題といたします。

去る3月4日の矢口龍人議員の一般質問において不適切な発言があり、矢口龍人議員から3月10日付、議長に対し、発言取消し申出書の提出がございました。

ここでお諮りいたします。

本件については、諸般の報告において許可を諮ることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、議事日程案についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本日の議事日程案については、議事日程案のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○川村成二委員長

次に、諮問に対する答申案についてを議題といたします。

答申書のデータをタブレット端末にお送りいたしますので、お目通しいただきたいと思っております。

ここで暫時休憩いたします。 [午前 9時12分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時14分]

それでは、答申案につきまして、ご意見またはお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 9時15分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 川 村 成 二